

【後期】主任 第1日目(8月26日) 【演習②】職員の資質向上と職場(組織)づくりI  
 【前期】共通【講義と演習④】生活困窮者支援に必要と考えられる視点 演習用事例シート  
 事例紹介者(遠藤 智子)

事例タイトル	DV被害と性虐待		
(支援を受けた方の)年齢	38歳、13歳、10歳	性別 女性	逗子さん
家族状況	夫(44歳)、妻(38歳)、娘(13歳)、娘(9歳)		
相談の経路	電話相談から民間支援団体へ		
関係した機関・団体	よりそいホットライン地域センター、DV民間シェルター、地方裁判所、地方自治体、弁護士		
<p><b>■ケースの概要</b></p> <p>①発見 相談者本人逗子さんより、よりそいホットラインに架電          ②支援経路 よりそいホットラインコーディネーターから 市内の民間のAシェルターチーフ そして遠方Bシェルターチーフ桜井さん(SVor)と支援者椿さん(SVee)          ③本人側からの理解や考え 夫の暴力から逃れたいがどうしたらいいかわからない          ④相談の内容と対応</p> <p>15年前に結婚。夫は相談者が大学卒業後就職した市役所の職場の先輩(6歳年上)。第一子出産を機に退職。妊娠以来、夫からの暴力に悩んできた。暴力は身体・精神・性に関する暴力の他、行動の監視が厳しい。両親に相談したが「よくあること。妻が我慢すべき」と言われたため、我慢してきた。第二子出産後、抑うつ状態となり、心療内科受診中。家事もままならず、娘がよくやってくれていた。</p> <p>その第一子が中学校入学後、すぐに不登校となり、繁華街に入りびたっている。相談者が学校に呼び出されて注意され、娘と話したところ、「お父さんに小学校のころからいやらしいことをさせられる。セックスもさせられた。前は分からなかったけど今はイヤでたまらない。お母さんはお父さんに逆らって止めてくれるのか?」と激しく問い詰められた。「妹にしてほしくないから自分は我慢している」とも。実家には相談できない。夫の親族は地域の有力者でもあるし、夫が所属しているので役所の窓口には絶対行けない。どうしたらいいのかわからない。娘の言っていることは本当だろうか。本当なら家を出たいが許してはもらえないと思う。といった相談であった。</p> <p>ホットラインコーディネーターが暴力の度合いをアセスメントしつつ、娘の状況を考えて早急に相談者逗子さんに面接を行った。夫の相談者への暴力は激しく、相談者は夫を恐れており、子どもの性虐待について夫に話せる状況にはないと判断できた。しかし、子どもを連れて家を出る決意は固かったことから、DV被害者支援に経験の深い民間シェルターにつなぎ、具体的な対応をすることとした。</p>			
<p><b>■民間シェルターへの送致</b></p> <p>居住地の民間シェルター側のチーフ(SVor)がホットラインからの連絡を受け、シェルターネットワーク内で協議し、遠方シェルターBの利用を決めた。連絡を受けたBシェルターのチーフ桜井さんがSVorとなり、DV事案の経験が2年目の部下椿さん(SVee)に担当することを指示した。椿さんは家を脱出し、Bシェルターに来た逗子さんとのインテーク面接を実施した。終了後そこに陰ながら同席していた桜井チーフに面接結果を報告し、今後の方向性についての相談を行った。(=SV場面)</p> <p>桜井さん(or)：面接してみてどうでしたか?          椿さん(ee)：「夫の陰におびえている逗子さんの本当の気持ちが聞けたか自信はありませんが、私が今の時期、同行しながら寄り添い型の支援をすることはわかってもらえたのではないのでしょうか」          桜井さん：</p>			

## ■実際の支援とその留意点

同じ市内では危険性が高すぎるため、民間シェルターネットワーク内で検討し、他県のシェルターへ移動。そのB民間シェルターの相談員椿氏が、まず地方裁判所に保護命令申請のために同行した。加害者の追跡には十分配慮する必要があるため、相談者は仮名で生活することとした。着の身着のまま逃げだしていることから、当面は生活保護申請をしなければならない。加害者の扶養から抜き、国民健康保険・国民年金の取得の手続き、住民票の閲覧制限等行政窓口対応が数多くあるが、相談者は動揺している状態なので椿さんが同行して説明する。加害者は娘への執着が激しいことが想定できるので、学籍簿を移動しないための説明も椿さんが行う。保護命令が発令され、民間アパートへ転宅した後に離婚調停を開始。娘のカウンセリングのために、性虐待に詳しい精神科医を探すが見当たらず、小児病院の臨床心理士が行うこととなる。相談者逗子さんが新たに受診する心療内科もDV被害という視点で見られる医師を探してつないだ。

相談者は、今後経済的自立を目指すこととなるが、現在はDVの後遺症に悩まされており、就労できる状態ではない。今後長期間の見守りを行い、就労準備支援を行う必要があるが、DV被害に理解ある就労場所が必要である。娘はPTSD症状を呈しており、学校関係者の理解を得るために、支援が求められる。さらに自助グループを紹介し、地域での生活再建を支えることとした。

- ①情報提供 ②脱出支援 ③シェルター対応 ④保護命令申請 ⑤生活保護申請 ⑥母と娘ともに心のケア ⑦離婚支援 ⑧性虐待についての理解を得るための支援 ⑨自助グループ
- ⑩就労支援 等

## ■支援者が大切にしたい視点

- ①DV加害者は性虐待をする確率が高い
- ②加害者の追跡は厳しいので、相談者の命を守るためには特別な支援が必要
  - ・仮名の使用
  - ・住民票の閲覧制限（または住民票を移動しない）
  - ・保護命令
  - ・学籍簿を移動しない
- ③DV、性虐待等は心のケアが必要
- ④すべての場面で「同行支援」が必要な時期がある（フラッシュバック、対人恐怖などがあるため）
- ⑤DVから逃れた相談者は、生計を立てることはできない場合が多く生活困窮となる（加害者が家の中に囲い込んでいるため、就労スキルがない）